

発議第 1 号

庄原市平和推進条例案の提出について

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 3 年 3 月 12 日

庄原市議会議長 様

提出者 総務常任委員会
委員長 赤木 忠徳

(提案理由)

世界最初の被爆県の都市の市民として8月6日を決して忘れることなく、誰ひとりとして平和な日常を脅かされることのない社会の実現に努めることを目的として、庄原市平和推進条例を制定しようとするものである。

庄原市平和推進条例

前文

「人類の最大の幸福は平和な日常の中にある」

これは、被爆により荒廃したなか女性たちが立ち上がり、原子爆弾投下からわずか4年後にヒロシマで開催された平和婦人集会で発せられた宣言文の一節である。

昭和20年8月15日に終戦を迎えた大戦により、庄原市においても多くの犠牲を強いられ、本市出身の戦没者は2,923人にも及んだ。また、同年8月6日の広島市への原子爆弾投下直後から、本市では多くの被爆者を受け入れ、当時の学校を仮の病床として、生徒や地域住民による懸命の救護が行われた。

こうした歴史的事実から得た教訓が礎となり、本市ではかねてから市の主催で「庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式典」を毎年実施し、平成17年には庄原市非核平和都市宣言を制定し、核兵器廃絶と恒久平和の実現を目指している。また、平成24年に庄原市まちづくり基本条例が施行され、「参画と協働による市民が主役のまちづくり」を目指しているが、恒久平和が前提であることは、万人が認めるところである。

しかし、終戦から75年が経過する中、本市においても戦争の体験を直接聞く機会が失われつつあり、忘れてはならない歴史的記憶も風化の危機を迎えようとしている。

私たちは、尊い犠牲と引き換えに得た歴史的教訓を継承していくことが責務であることを確認し、世界最初の被爆県の都市の市民として8月6日を決して忘れることなく、誰ひとりとして平和な日常を脅かされることのない社会の実現に努めることを決意し、平和推進条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、平和の推進に関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、平和の推進に関する施策を総合的に実施し、もって市民の平和で安心な生活及び恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、平和の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
2 市は、平和の推進に関し市民の理解を深めるため、必要な啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、市の平和の推進に関する施策に協力するとともに、平和の推進に関する活動を主体的に行うよう努めるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。